

社会保険労務士法人 北海道賃金労務研究所

← → ↻ +

📄 アップル (11) ▼ Amazon.co.jp Yahoo! JAPAN ニュース (130) ▼ アップル Google マップ YouTube Wikipedia お役立ち ▼



札幌市の社会保険労務士事務所
北海道賃金労務研究所グループ

個人情報保護方針 資料請求・お問合せ
☎011-271-1802



**経営者の本音にお答えする!!
労務対策のスペシャリスト**

北海道賃金労務研究所は、労務・賃金相談を売りにした社会保険労務士事務所です。

?

経営者のご要望に お答え します!

▶▶▶NEW TOPICS

代表 石田 和彦
(特定社会保険労務士)





→ **労使トラブル対応と対策、サービス残業対策**

現在話題に上げられる様々なトラブルに対応するだけでなく、おこさない対策を企業様に合わせてコンサルいたします。

→ 一矢報いる目的別退職金制度づくり

→ 社会保険、労働基準監督署の調査対応

→ 労働保険と社会保険のアウトソーシング

etc...

**社長の腹づもりを実現する
給与の払い方**

- 人事制度は導入しているが、しっくり来ない
- 年内予算内でメリハリを付けた評価をしたい
- 自社独自で給与制度を作りたい

**就業規則を戦略的に
活用したい**

- 問題社員対策としてもっと活用しやすい就業規則をつくりたい
- 市販の就業規則ではなく、自社独自の実態を反映させた規程をつくりたい

2010-2-1 10:03:55
社長の決断

新年度に向けて多くの社長の心に不安がよぎっているようです。そこで申し上げたいのは「22年度を絶対に赤字にしない」ということです。22年度まで赤字に陥ってしまったら2期連続とか、3期連続赤字になりかねません。銀行からみれば“赤ランプ”点灯です。そこで22年度経営のために、次の策を先ず実行されることを提案します。

その① 「22年夏の賞与」を「22年3月期中」に払ってしまう
その② 割増退職金リストラが必要ならば「22年3月期中」に払ってしまう
その③ 生き残るためにガラッと就業規則を変える

このような時は、変化に対応するための早さが重要です。必要だと気付かれたことを、いま断固として実行することが必要です。大事なことは社長がお決めください。

[COMMENT] [TRACKBACK]

2009-12-1 09:31:55
現実的な過労対策

copyright (c)2002-2007 Hokkaido Roumu Keiei Inc. All rights reserved.

安定経営のパートナー 労務顧問

[問題発見] と [問題解決] が、私たちの基本理念です。

お問い合わせは **社会保険労務士法人
北海道賃金労務研究所**

札幌市中央区南1条西12丁目322番地 新永ビル6F
(地下鉄東西線「西11丁目」駅から徒歩3分)

TEL.011-271-1802 FAX.011-281-4056

北海道賃金労務研究所 検索 URL <http://www.roum-tingin.jp/> メール roum@kyoukai.co.jp (代表)